

大阪狭山市 養育費の保証促進補助金事業

養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立て替えをし、養育費を確実に受け取る養育費保証契約を締結する際に必要な経費について、一部を補助する事業です。

対象者

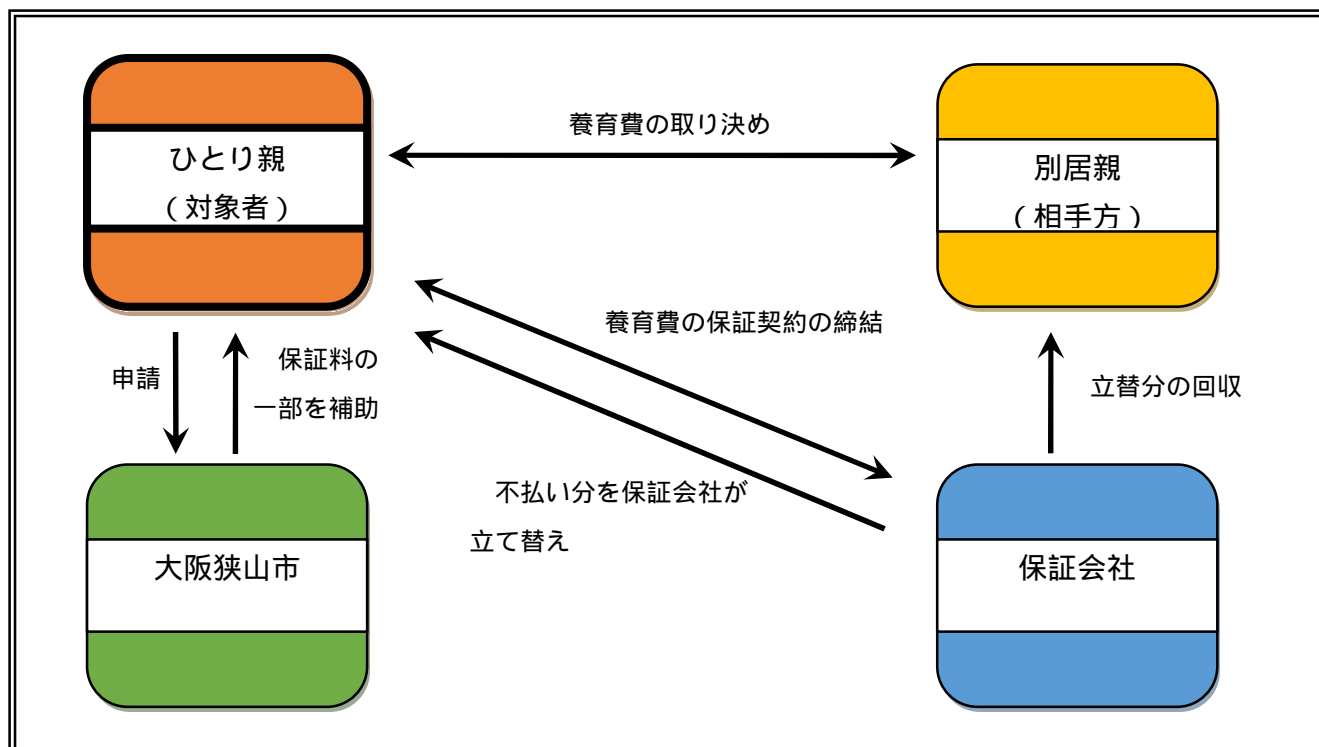
大阪狭山市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- 過去に同様の補助金の交付を受けていないこと

補助対象

・保証会社と養育費保証契約を締結する際に経費のうち、保証料として本人が負担する費用（上限5万円）

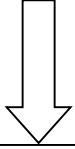
手続きの流れ



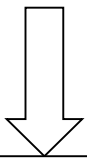
・保証会社については大阪狭山市からの斡旋・紹介は致しかねます。ご自身でご希望の保証会社を選定してください。

（裏面に続きます。）

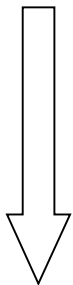
事前相談
(予約制)



保証契約締結



申請手続き



審査

支給決定

ご注意ください!

【申請】

- ・子育て支援グループにて事前に養育費の取り決めについて相談します。
- ・調査同意書（窓口にて配布）をご記入いただきます

- ・保証会社と養育費保証契約を締結します。
手続きに関しては必ず保証会社までお問い合わせください。
- ・保証料の領収書は大切に保管ください。

【必要書類】

- ・戸籍謄本（申請者及び児童のもの） 発行日から1ヶ月以内
- ・児童扶養手当証書（受給していない方は所得証明書）
- ・補助対象となる経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・印鑑

- ・支給決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。

養育費保証契約を締結した日の属する年度末までに申請が必要です。

期日を過ぎてからの申請はできません

【お問合せ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 子育て支援グループ
電話：072-366-0011（代表）

